

<報道発表資料>

令和5年9月29日

彩の国だより10月号のプレゼントの応募方法 (プレゼント番号)の誤りについて

10月1日(日曜日)発行の彩の国だより10月号(紙版)のプレゼントの応募方法(プレゼント番号)に一部誤りがありました。(県ホームページに掲載するWEB版・PDF版については、正しい応募方法(プレゼント番号)を掲載します。)

紙版を見てプレゼントをご応募される際には、ご注意ください。

〔 正：希望するプレゼント(①～⑥の別)・・・を明記して、
誤：希望するプレゼント(①～⑤の別)・・・を明記して、 〕

1 事案の経緯及び対応方法

- 10月1日(日曜日)に発行する「彩の国だより10月号(紙版)」の「プレゼントの応募方法」(プレゼント番号)に誤りがありました。(9月号のものが掲載されていました。)
- 彩の国だより10月号について、紙版は、すでに印刷が完了し、配布作業に入っていたため、修正せずに配布します。県ホームページに掲載する電子版(WEB版・PDF版)については、正しい応募方法(プレゼント番号)に修正の上、掲載します。
- 県ホームページ(彩の国だより10月号のページ)や県公式SNS等で、彩の国だより10月号(紙版)のプレゼントの応募方法(プレゼント番号)に誤りがあった旨を周知します。

2 原因

紙面の文字校正作業については、広報課広報紙担当においてすべてのページの確認を行っていますが、今回、確認が漏れてしまい、9月号のものが掲載されてしまいました。県政等に係る情報の部分に力点を置き、校正作業を行ったことが主たる原因の一つであると考えています。

3 再発防止策

- 県政情報等以外の広報課のみが文字校正を行う原稿については、文字校正時に読み合わせ作業も行います。

(県政情報等の文字校正は、担当課及び広報課で行っています。)

- 例えば、今回、誤りがあった「希望するプレゼント(①～⑥の別)」は、「希望するプレゼント」と表記するだけでも県民に情報が正しく伝わることから、ミスの原因となるような表記を行わないよう、紙面全体を見直します。